

令和3年度 (令和3年6月～令和4年5月分)

# 特別徴収のしおり

- OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の作成要領
- 給与支払報告にかかると特別徴収にかかると異なる給与所得者異動届出書
- 特別徴収義務者所在地等変更通知書
- 特別徴収への切替申請書 (普通徴収→特別徴収)
- 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (承認・取消)
- 退職所得に係る村民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書
- 郵便局指定通知書

— お 願 い —

- 退職転勤等による異動届書は翌月の10日迄に必ず提出して下さい。
- 税額の納入は翌月10日迄に必ず納入して下さい。
- 納入書は必ず当月分の納入書を使用して下さい。

恩納村役場  
税務課

〒904-0492

恩納村字恩納2451番地

電話(098)966-1206

FAX(098)966-1266

# 令和3年度 市町村民税・県民税特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者 殿

恩納村長 長 浜 善 巳



地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに恩納村税条例第45条の規定によって、あなたを令和3年度市町村民税・県民税の特別徴収義務者にご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙個人明細書のとおり通知いたしますので、徴収ならびに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「納税義務者への通知書」を交付した後に、納税者が通知書の特別徴収税額のうち給与所得以外の所得にかかる税額の全部または一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合においては、その旨を遅くとも6月30日までに申し出てください。また、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して、3か月以内に市町村長に対して審査請求をすることができます。

# 令和3年度 市町村民税・県民税特別徴収について

市町村民税・県民税の特別徴収につきましては、毎年度格別のご協力を賜わり深く感謝いたします。さて、令和3年度市町村民税・県民税の特別徴収につきましては、貴殿を特別徴収義務者に指定しましたので、下記取扱要項にご留意の上よろしくお取扱いただきますようお願いいたします。

## 特別徴収事務取扱要項

### (1) 市町村民税・県民税の特別徴収

給与所得者の市町村民税・県民税については、地方税法第321条の3の規定により、特別徴収の方法によって徴収することになっており、特別徴収とは、給与支払者が給与の支払いを行うとき、市町村民税・県民税の月割額を差引いて一括納入していただく制度をいいます。

### (2) 特別徴収義務者

地方税法第321条の4により、給与の支払いをする者のうち所得税法第183条（源泉徴収義務）の規定によって給与の支払いをする際所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、市町村民税・県民税を徴収、納付させることとすると規定されています。

従って、市町村から送達された税額通知書によって毎月定められた税額を給与から差引き、定められた期限までに納入する義務が生じることになります。

### (3) 特別徴収によって市町村民税・県民税を徴収される者

令和2年中に給与の支払を受け、かつ令和3年4月1日現在給与の支払を受けている者です。

### (4) 納税義務のない者

生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、並びに障害者、未成年者、寡婦、ひとり親

※前年の所得金額が135万円を超える場合を除く

※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫（未届）」<sup>※</sup>「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする

### (5) 市町村民税・県民税の特別徴収税額通知書

特別徴収関係書類を受取られましたら、同封の税額通知書を納税者に交付してください。

### (6) 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出

納税者に給与所得以外の所得（事業所得・配当所得・不動産所得等）があるとき、これに係る税額は原則として給与所得に係る税額と合算して

特別徴収することになっておりますが、納税者が6月30日までの間に給与所得以外の所得に対する所得割額の全部又は一部を普通徴収（納税者より直接納付）により納付したい旨の申し出があったときは普通徴収の方法によることができますので、その旨納税者にお伝えくださると共に申し出があったときは直ちに文書をもって御連絡ください。

#### (7) 月割額の徴収方法

同封の「令和3年度給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」にそれぞれの月額を算出してありますので、第1回分（6月分）の月割額は支払の給与が何月分であっても実際に6月中に支給する給与から第1回分を徴収し、以降順次翌年の5月分まで、その該当する月割額を差引き徴収してください。

#### (8) 月割額の納入及びその納入期限

徴収された月割額は、同封の納入書によって指定された納入場所（金融機関等）に徴収すべき月の翌月10日までに納入してください（1回目は7月10日、以降順次翌月10日まで）。なお、給与の遅払、その他天災・火災などにより納期限までに納入できないときは延滞金などの関係がありますので、納期限内に文書をもって申し出てください。

#### (9) 納入の場所

1. 市町村役場窓口
2. 市町村民税・県民税収納取扱金融機関

（注）督促状発送後は督促手数料、延滞金の関係上直接市町村窓口で納入していただくかなければなりませんので納期限内に納入くださいますようお願いいたします。

#### (10) 月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。又、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになります。

#### (11) 特別徴収に係る異動届

給与所得者に給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払を行わないこととなった場合においては、その支払わないこととなった日の属する月の翌月10日までに末尾に綴込の「給与支払報告  
特別徴収にかかると給与所得者異動届出書」により給与の支払を受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額、その他必要事項を記入し、市町村へ提出してください。なお、転勤される場合は特別徴収の継続のため特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出されるようお願いいたします。

#### (12) 退職手当等からの一括徴収

納税者が退職・転勤又は無給休職などにより特別徴収ができなくなった未納額は、普通徴収の方法による納税通知書を市町村から直接納税義務者に交付し、納付していただくことになっておりますので、退職後の住所を正確に記入してください。

なお、令和3年6月1日から12月31日までの間の退職の場合は、給与所得者から申し出があったときに限り未納分の金額を給与又は退職手当等から一括徴収することができます。令和4年1月1日から4月30日までの間の退職の場合は、残税額を超える給与又は退職手当等を支払う時は、本人からの申出に基づくことなく、未納税額を一括徴収しなければなりません。

### (13) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に誤りがあったり、又はこれを変更する必要があるときは、「特別徴収の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）並びに（納税義務者用）」をお送りしますので、後者の通知書を納税者に交付の上、変更の通知に指定してある月から変更後の月割額により徴収してください。

### (14) 審査請求

納税者は納税者への通知書に記載された事項について不服がある時は、通知書を受取った日から3か月以内に市町村長に審査請求をすることができます。

### (15) 退職手当に係る特別徴収

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から納入していただくことになっています。また、それとあわせて、末尾に綴込の「退職所得に係る市町村民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書」の提出も必要になります。

#### (1) 課税する市町村と納税義務者

退職所得にかかる市町村民税・県民税を課税する市町村は、退職手当等の支払を受ける人のその退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税の納税義務者は、市町村に住所を有する者で、退職手当等の支払を受ける方です。

#### (2) 退職所得の金額

退職所得の金額は、退職手当の金額から勤続年数に応じた退職所得控除を控除して得た金額の2分の1

退職所得の金額 = (退職手当等収入金額 - 退職所得控除額) ×  $\frac{1}{2}$

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等（公務員含む）については、2分の1を乗じる措置を廃止する。（平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当に適用）

(3) 退職所得の控除額

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	(勤続年数-20年)×70万円+80万円

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。

例) 24年9カ月→25年

(4) 特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得にかかる市町村民税・県民税の税額は、退職所得の金額に税率（市町村民税6%、県民税4%）を適用して計算します。

退職手当等 収入金額	-	退職所得 控 除 額	=	退職所得の 控除額等	×	2分の1 (1,000円未満切捨て)	×	税 率 市町村民税 6% 県 民 税 4%	=	特別徴収すべき税額 市 町 村 民 税 県 民 税
---------------	---	---------------	---	---------------	---	-----------------------	---	-----------------------------	---	---------------------------------

例) 勤続年数24年2月、退職手当支払額14,223,632円の場合：退職所得控除額（25年として計算）→11,500,000

14,223,632円	-	11,500,000円	=	2,723,632円	×	2分の1 = 1,361,000円 (1,000円未満切捨て)	×	税 率 市町村民税 1,361,000円×6% 県 民 税 1,361,000円×4%	=	特別徴収すべき税率 市町村民税 81,600円 県 民 税 54,400円 合 計 136,000円 (100円未満切捨て)
-------------	---	-------------	---	------------	---	---------------------------------------	---	---	---	--

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等（公務員含む）については、2分の1を乗じる措置を廃止する。

(16) 納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市町村長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日まで
- (2) 12月分から5月分までは6月10日まで

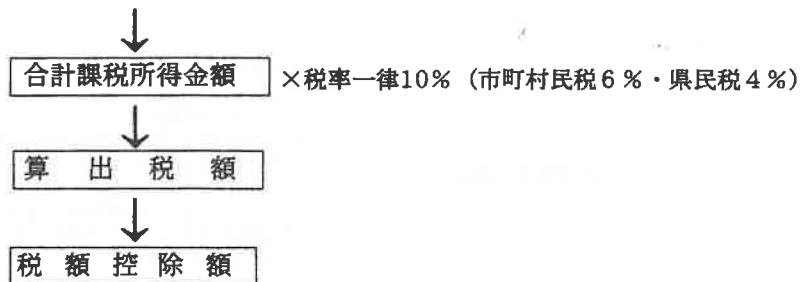
# 市町村民税・県民税算出方法

## 総所得金額

### (所得控除)

種類	控除額										
① 雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ① (損失の金額-保険金等により補てんされた額) - (総所得金額等合計額×1/10) ② 災害関連支出の金額 - 5万円										
② 医療費控除	次のいずれかを選択 ① 従来医療費控除 (限度額200万円) (支払った医療費-保険金等により補てんされた額) - {(総所得金額等の合計額×5/100) 又は10万円のいずれか低い額) ② セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) (限度額8万8千円) 特定一般用医薬品 (スイッチOTC医薬品) の購入額 - 1万2千円										
③ 社会保険料控除	支払った額										
④ 小規模企業共済等掛金控除	支払った額										
⑤ 生命保険料控除	○ 旧制度 (一般・年金それぞれに適用)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	一律 35,000円
年間の支払保険料	控除額										
15,000円以下	支払保険料等の全額										
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円										
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円										
70,000円超	一律 35,000円										
	※ 一般・年金あわせて 70,000円が限度										
	○ 新制度 (一般・年金・介護医療それぞれに適用)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	一律 28,000円
年間の支払保険料	控除額										
12,000円以下	支払保険料等の全額										
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円										
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円										
56,000円超	一律 28,000円										
	※ 一般・年金・介護医療あわせて 70,000円が限度										

⑥ 地震保険料控除	(1) 支払った保険料がすべて地震保険料契約に係るものである場合 ① 50,000円以下の場合・・・支払った保険料の半額 (1/2) ② 50,000円を超える場合・・・25,000円 (2) 支払った保険料がすべて旧長期損害保険料契約に係るものである場合 ① 支払った保険料が5,000円以下の場合・・・支払った保険料の全額 ② 支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合・・・ ・・・ (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 2,500円 (3) ③ 支払った保険料が15,000円を超える場合・・・10,000円 (1) ・ (2) 両方がある場合 (1) ・ (2) それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高25,000円)																																																		
⑦ 障害者控除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき ・・・26万円 (特別障害者については・・・30万円) (同居特別障害者については・・・53万円)																																																		
⑧ 寡婦(ひとり親)控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">寡婦</th> <th colspan="2">養親</th> <th rowspan="2">未婚のひとり親 税-500万円</th> </tr> <tr> <th>本人所得 ～500万円</th> <th>500万円～</th> <th>～500万円</th> <th>500万円～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族 有</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td rowspan="2">30</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>26</td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 本人男性の場合はのみ</p>	配偶関係	寡婦		養親		未婚のひとり親 税-500万円	本人所得 ～500万円	500万円～	～500万円	500万円～	扶養親族 有	子	30	30	30	30	子以外	26	26		無		26																											
配偶関係	寡婦		養親		未婚のひとり親 税-500万円																																														
	本人所得 ～500万円	500万円～	～500万円	500万円～																																															
扶養親族 有	子	30	30	30	30																																														
	子以外	26	26																																																
無		26																																																	
⑨ 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生で合計所得が75万円以下・・・26万円																																																		
⑩ 配偶者控除および配偶者特別控除	<p>生計を一にする配偶者(他の納税者の扶養親族又は事業先住者を除く。)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税者本人の所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>70歳未満 (控除対象配偶者)</td> <td rowspan="2">48万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上 (老人控除対象配偶者)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">配偶者特別控除</td> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者特別控除</td> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>			納税者本人の所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円以下	33万円	22万円	70歳以上 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	配偶者特別控除	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
				納税者本人の所得金額																																															
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																															
配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円以下	33万円	22万円																																															
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円																																															
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																															
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																															
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																															
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																															
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																															
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																															
配偶者特別控除	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																															
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																															
⑪ 扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 扶養親族1人につき・・・33万円</li> <li>● 扶養親族が0～15歳の場合は・・・なし</li> <li>● 扶養親族が16歳～18歳の場合は・・・33万円</li> <li>● ただし、19歳～22歳の場合は・・・45万円</li> <li>● 70歳以上である場合には・・・38万円</li> <li>● 納税義務者又は配偶者の直径存尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき・・・45万円</li> </ul>																																																		
⑫ 基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">基礎控除額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td rowspan="4">33万円(所得制限なし)</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額		改正前	改正後	2,400万円以下	33万円(所得制限なし)	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																				
合計所得金額	基礎控除額																																																		
	改正前	改正後																																																	
2,400万円以下	33万円(所得制限なし)	43万円																																																	
2,400万円超2,450万円以下		29万円																																																	
2,450万円超2,500万円以下		15万円																																																	
2,500万円超		適用なし																																																	



調整控除 (所得税と市町村・県民税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置)

\* 合計課税所得金額が200万円以下の者…次の①と②のいずれか小さい額の5%(市町村民税3%、県民税2%)

① 5万円に所得税との人的控除の差の合計額を加算した金額 ② 合計課税所得金額

\* 合計課税所得金額が200万円超の者…①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市町村民税3%、県民税2%)

① 5万円に所得税との人的控除の差の合計を加算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を控除した額

※ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(市町村民税1,500円、県民税1,000円)とする。

配当控除 配当控除額=配当所得×控除率

	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		
	市町村民税	県民税	市町村民税	県民税	
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	
私募証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

↓

所得割額
------

◎配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市町村民税	県民税
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

+

市町村民税均等割額	3,500円
県民税均等割額	1,500円

## 個人住民税の均等割税率の改正

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)」が制定されたことに伴い、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的に個人住民税の均等割の税率を引き上げることになりました。

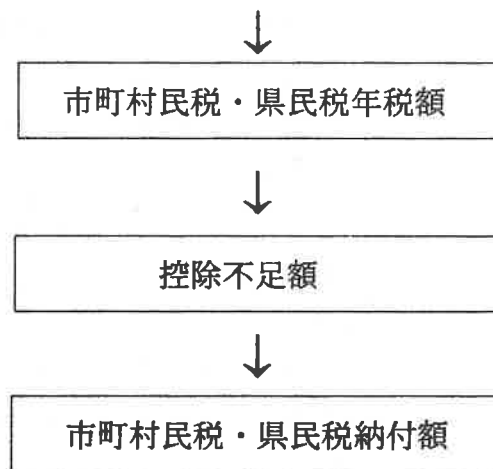
### 【特例の内容】

市町村民税、県民税の均等割にそれぞれ500円が加算されます。

均等割	改正前	改正後
市町村民税	3,000	3,500
県民税	1,000	1,500
合計	4,000	5,000

### 【特例の期間】

平成26年度から令和5年度までの10年間  
 ※平成25年1月1日から令和4年12月31日までの各年分の間に得た収入が対象となります。



※合計所得が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されないことになります。



# 市町村民税・県民税額の計算

例

支払い給与総額	5,335,000円				
社会保険料控除額	164,000円				
生命保険料控除額	35,000円				
配偶者控除額	330,000円	→ 所得税控除額	380,000円	所得税との人的控除の差	= 50,000円
扶養控除額 (特定扶養1人)	450,000円	"	630,000円	"	180,000円
基礎控除額	430,000円				
				所得税との人的控除の差の合計	= 230,000円

課税標準

5,335,000円の給与所得控除後の額・・・3,825,600円

3,825,600円 - 164,000円 - 35,000円 - 330,000円 - 450,000円 - 430,000円 = 2,416,600 ≒ 2,416,000円 (1,000円未満切捨て)

(社会保険料控除) (生命保険料控除) (配偶者控除) (扶養控除) (基礎控除) (合計課税所得金額)

① 市町村民税

$$\left( \frac{2,416,000 \text{円} \times 6}{100} \right) - 1,500 \text{円} + 3,500 \text{円} = 146,900 \text{円} \quad ( ) \text{内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額) (税率) (調整控除) (均等割) (市町村民税額)

↓  
合計課税所得が200万円超の場合…5万円+人的控除の差の合計 - (合計課税所得金額 - 200万円)  
50,000円 + 230,000円 - 416,000円 = △136,000 ※50,000円を下回る場合は50,000円  
50,000円の3% = 1,500円

② 県民税

$$\left( \frac{2,416,000 \text{円} \times 4}{100} \right) - 1,000 \text{円} + 1,500 \text{円} = 97,100 \text{円} \quad ( ) \text{内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額) (税率) (調整控除) (均等割) (県民税)

↓  
50,000円の2% = 1,000円

③ 市町村民税・県民税合計年税額

$$146,900 \text{円} + 97,100 \text{円} = 244,000 \text{円}$$

(市町村民税) (県民税) (年税額)

④ 特別徴収での月割額の算出

244,000円 ÷ 12月 = 20,300円……余り400円 (1,000円未満の端数は6月分に加算します。)

6月分：20,700円                      7月分以降：20,300円

# OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の作成要領

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	領収証書							
市町村コード	口座番号	加入者名								
473111		恩納村会計管理者								
①	指定番号	納入金額(1) 円								
令和 年 月分	②	③ 3,100								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	給与分 <small>一括徴収分を含む</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分					④				
	延滞金									
	督促手数料									
納期限 令和 年 月 日	(2)	合計額								
(特別徴収義務者)		住所 〒		領収日付印						
		又は 所在地		⑥						
		氏名								
		又は 名称								

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	納入書							
市町村コード	口座番号	加入者名								
473111		恩納村会計管理者								
①	指定番号	納入金額(1) 円								
令和 年 月分	②	③ 3,100								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	給与分 <small>一括徴収分を含む</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分					④				
	延滞金									
	督促手数料									
納期限 令和 年 月 日	(2)	合計額								
※ 口		日計		円						
(特別徴収義務者)		住所 〒		領収日付印						
		又は 所在地		⑥						
		氏名								
		又は 名称								

上記のとおり領収しました。

(金融機関保管)

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	納入済通知書							
市町村コード	口座番号	加入者名								
473111		恩納村会計管理者								
年 月分	指定番号	納入金額(1) 円								
令和 年 月 日	②	③ 3,100								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	給与分 <small>一括徴収分を含む</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分					④				
	延滞金									
	督促手数料									
納期限 令和 年 月 日	(2)	合計額								
領収日付印		(特別徴収義務者)		住所 〒		領収日付印		⑥		
				又は 所在地						
				氏名						
				又は 名称				納		

上記のとおり通知します。受付店→指定金融機関→沖縄県恩納村役場

(市町村保管)

- ①には 課税年度、納入月を記入してください。(①②③⑥の各欄は当初課税のみコンピューターで印字されます。)
- ②には 市町村より通知のあった「指定番号」を記入してください。
- ③には 当初課税の納入金額が各月毎に印字されています。(1)の金額と納入すべき金額が異なる時には④の欄へ記入してください。(9頁 参照)
- ④には 毎月個人から徴収した市町村民税、県民税の合計金額を記入してください。  
なお、退職により一括徴収した税額がある場合は上記金額と併せて合計額を記入してください。
- ⑤には 退職者があり、市町村・県民税がかかるだけの退職金を支払ったときに、その市町村・県民税の合計額を記入してください。  
その場合納入済通知書の裏(9頁参照)の市町村民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。  
なお、「市町村民税・県民税(退職所得分)納入申告書」にはつぎのことを必ず記入してください。  
1. 納税人員 2. 退職金の支払金額 3. 特別徴収した市町村民税額・県民税額
- ⑥には 納めてくださる会社等の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。会社のゴム印でもよろしいですが必ず3枚とも押してください。

納入済通知書の裏面

納入書の裏面

市町村民税 県民税		納入申告書	
殿			
令和	年	月	日提出
退職手当等支払金額		年	月分
特別徴収税額	市町村民税	人員	人
	県民税		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		(受付印)	
住所〒		印	
又は所在地			
氏名			
又は名称			
法人番号又は個人番号			

納入場所	
琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行 沖縄県農業協同組合 ※ 各本店、支店及び出張所 全国の郵便局、ゆうちょ銀行(沖縄県以外でのご利用は「郵便局指定通知書」が必要です) 納入書の記入及び取扱いについてのお願い 字体 <b>0 1 2 3 4 5 6 7 8 9</b>	
1. 納入書は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行いますので「黒いボールペン」を使用し、上記の字体にならって枠からはみださないように大きめの数字で明瞭に記入して下さい。 2. 汚したり、折り曲げたり、ピンやホッチキスでとめないでください。	

2 納入すべき金額が納入金額の(1)の欄の金額と異なるときの使用例

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	領収証書	
市町村コード	口座番号	加入者名		
473111		恩納村会計管理者		
	指定番号	納入金額(1) 円		
令和	年	月	分	=3,100
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	納給与分	億	千	百
	納退職所得分	十	万	千
	納延滞金	百	十	万
	納督促手数料	千	百	十
合計額		円		2600
(特別徴収義務者)		領収日付印		
住所〒				
又は所在地				
氏名				
又は名称				

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	納入書	
市町村コード	口座番号	加入者名		
473111		恩納村会計管理者		
	指定番号	納入金額(1) 円		
令和	年	月	分	=3,100
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	納給与分	億	千	百
	納退職所得分	十	万	千
	納延滞金	百	十	万
	納督促手数料	千	百	十
合計額		円		2600
(特別徴収義務者)		領収日付印		
住所〒				
又は所在地				
氏名				
又は名称				

上記のとおり領収しました。(金融機関保管)

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	納入済通知書	
市町村コード	口座番号	加入者名		
473111		恩納村会計管理者		
	指定番号	納入金額(1) 円		
令和	年	月	分	=3,100
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	納給与分	億	千	百
	納退職所得分	十	万	千
	納延滞金	百	十	万
	納督促手数料	千	百	十
合計額		円		2600
(特別徴収義務者)		領収日付印		
住所〒				
又は所在地				
氏名				
又は名称				

上記のとおり通知します。受付店→指定金融機関→沖縄県恩納村役場 (市町村保管)